

地域協議会制度方針 変更箇所概要（令和元年10月現在）

	該当ページ・見出し		主な見直し内容	修正理由
1	表紙裏	—	① 改定の経緯・地域協議会の設立状況などを記載	・条例に基づく修正
2	P1 ～2	1.本市の現状と課題	① 「絆力」の読み仮名・注釈を追加 ② 災害名を直近のものに修正 ③ 「2）少子高齢化と人口減少の進行」の時点修正	・推進市民会議の意見による修正 ・現状に合わせた修正
3	P4	4.地域協議会の単位	① 2つの学区にまたがる区の間わり方を記載	・推進市民会議の意見による修正
4	P6	6.地域協議会の活動	① タイトルを「6.地域協議会の活動」に修正 ② 市、他の地域協議会、各種団体等との合同事業について記載	・条例に基づく修正 ・推進市民会議の意見による修正
5	P7	7.地域協議会・区・市との関係性	① タイトルを「7.地域協議会・区・市の関係性」に修正 ② 地域協議会事業に対して市から提案や助言等を行うことを追加 ③ イメージ図を修正	・条例に基づく修正
6	P8	8.地域協議会の委員	① タイトルの番号を「8.地域協議会の委員」に変更（※掲載箇所を移動） ② 「各区から原則1名以上の委員が選出されるように努める」と記載 ③ 地域活動の興味のある方はどなたでも参加できる旨を記載	・条例に基づく修正 ・推進市民会議の意見による修正
7	P9 ～12	【新規】 9.小牧市地域協議会に関する条例について	① 条例の概要を記載 ② 条例施行規則の概要、事務手続きの詳細を記載 ③ 「3）設立の流れについて」を追加（※掲載箇所を移動）	・条例に基づく修正
8	P13	【新規】 10.地域協議会の活動段階について	① 条例に基づく地域協議会の活動段階の解説を記載	・条例に基づく修正 ・推進市民会議の意見による修正
9	P14 ～16	11.地域協議会への支援	① 地域助け合い交付金の基本額の解説と活動段階における増額、その算定根拠について記載 ② 「●交付のルール」に事業計画の精査について記載 ③ 交付金の対象とならない事業を精査 ④ 推進市民会議の交付金に関する位置づけを記載（図に記載） ⑤ 設立準備事業費、事務局開設準備事業費について記載	・条例に基づく修正 ・地域助け合い交付金交付要綱等の修正に基づく修正
10	P17 ～18	2)市職員(地域パートナー)による支援	① 地域パートナーが設立準備委員会から関わられることを追加 ② 事務員、資材倉庫設置の支援を記載	・現状に合わせた修正
11	P18	12.こまき支え合いいきいきポイント制度	① こまき支え合いいきいきポイント制度について記載	・現状に合わせた修正
12	P19	13.地域協議会に関する各種会議体について	① 地域協議会推進市民会議、地域協議会代表者会議の位置づけを記載	・推進市民会議の意見による修正 ・現状に合わせた修正